

各種保険料(税)の通知書を送付します



国民健康保険税
問 住民生活課 税務係 ①②番窓口
TEL **64-1106**

介護保険料
問 福祉課 介護保険係 ⑬番窓口
TEL **64-1120**

後期高齢者医療保険料
問 健康推進課 国保年金係 ⑦⑧番窓口
TEL **65-3008**

令和7年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の普通徴収が7月から始まります。
額決定通知書及び納付書は、7月中頃に送付します。

☞ **納め忘れの心配がない、口座振替での納付がおすすめです。**

町内の金融機関窓口へ通帳・銀行印をご持参のうえ、手続きをお願いします。

☞ **保険料(税)を滞納すると、原則として未納期間に応じた措置がとられます。**

特別な事情等により保険料(税)の納付が困難な場合は、徴収猶予や減免ができる場合がありますので、まずは納付相談をお願いします。

第1期納付期限
7月31日(木)

後期高齢者医療制度の資格確認書の色が 「うすいオレンジ色」から『うすい緑色』に変わります

問 健康推進課 国保年金係 ⑥⑦番窓口 TEL **65-3008**

7月31日(木)の有効期限満了に伴い資格確認書(被保険者証)を更新します。この機会に、保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください。

マイナンバーカードを使うメリット

●救急現場でも使えます

ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。

●手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除されます

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

・マイナンバーカードには、医療情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなど様々な場面で役立つため、ぜひ、普段から持ち歩いてください。

今回お届けする『うすい緑色』の資格確認書は7月1日(火)から令和8年7月31日(金)まで使えます。

新しい資格確認書は、7月初旬頃から順次簡易書留にて郵送する予定となっています。

新しい資格確認書が届くまでは現在お持ちの資格確認書(被保険者証)「うすいオレンジ色」をご使用ください。(「うすいオレンジ色」の資格確認書(被保険者証)は8月1日(金)以降使用できません。)

資格確認書について

・後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」をお届けします。マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療を受けられますので、ご安心ください。

現在お持ちの資格確認書(被保険者証)「うすいオレンジ色」について

新しい資格確認書『うすい緑色』がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の資格確認書(被保険者証)は、上記問い合わせ先にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和7年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

例①

今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合「**2割(令和7年7月31日までは1割)**」と表示されます。

例②

今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合「**3割(令和7年7月31日までは1割)**」と表示されます。